

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)	
地域名 (地域内農業集落名)	元北白木地区 (元北白木集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月15日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

中山間地による獣害の影響、農業者の高齢化・担い手の減少が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

農地の集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
中間管理機構を通じて中心経営体への集積・集約を進める。また、地域における高収益作物への取り組み推進として効率化の図れる集約を検討する。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
重点実施地区として、将来の経営農地の集約化を目指し、原則として、農地を機構に貸し付け集積・集約を進める。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体(認定農業者を中心)への貸付けを進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
中心経営体の営農の効率化を見込んだ農道拡張・整備を検討し、より一層の集積を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
既設置の対策設備について、集落で協力しながら見回り等行い、管理していく。